岩倉市指定袋に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成６年岩倉市規則第１５号）第３条に規定するごみと資源の排出に使用する袋（以下「指定袋」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定袋の規格等）

第２条　指定袋の規格は、次に揚げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、指定袋の規格を変更し、又は廃止することができる。

(1) 材質

ア　燃やすごみ用の指定袋は、高密度ポリエチレン８０％及び低密度ポリエチレン２０％の混合素材製とする。

イ　破砕ごみ用及びプラスチック資源用の指定袋は、低密度ポリエチレン製とする。

(2) 厚さ

０．０３㎜程度で袋の大きさ及び用途に応じた丈夫なものとすること。

(3) 強度

各指定袋の材質の引張強度は、１９．６MPa（２００kgf/㎠）以上とすること。

(4) 容量

ア　燃やすごみ用及び破砕ごみ用の指定袋は、３０リットル及び１０リットルとする。

イ　プラスチック資源用の指定袋は、４５リットル及び３０リットルとする。

ウ　袋の口を縛った状態で、所定の容量のごみ等が収容できること。

(5) 形状

手提げ袋とし、１０リットルの指定袋はマチ付きとすること。

(6) 大きさ

ア　４５リットルの指定袋の大きさは、縦８００mm 横６５０mmとする。

イ　３０リットルの指定袋の大きさは、縦７００mm 横５００mmとする。

ウ　１０リットルの指定袋の大きさは、縦５００mm 横４５０mmとする。ただし、横の大きさはマチ（折込部を広げた値）を含むものとする。

(7) 色

ア　燃やすごみ用の指定袋は、乳白色半透明とする。ただし、乳白色は着色したものとし、かつ、内容物が識別できる程度の透明度を有すること。

イ　破砕ごみ用の指定袋は、無色透明とする。

ウ　プラスチック資源用の指定袋は、青色透明とする。

エ　着色に使用する顔料には、指定袋を焼却又は埋立てしたときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。

(8) 表示

ア　袋本体及び外装用の袋には、別に定める表示をすること。

イ　表示の印刷は、燃やすごみ用の指定袋は緑色、破砕ごみ用の指定袋は赤色、プラスチック資源用の指定袋は黒色とすること。

ウ　表示に使用するインクには、指定袋及び外装用の袋を焼却又は埋立てしたときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。

（指定袋の製造等をしようとする者の承認）

第３条　指定袋の製造、輸入又は販売をしようとする者（当該指定袋に、家庭用品品質表示法（昭和３７年法律第１０４号）第３条の規定に基づく表示をしようとする者に限る。）は、市長に指定袋承認申請書（様式第１）を提出し、承認を受けなければならない。

２　前項の申請書には、次に揚げる書類等を添付しなければならない。

(1) 定款の写し及び法人登記全部事項証明書（申請者が法人の場合）

(2) 住民票の写し（申請者が個人の場合）
(3) 袋の仕様及び大きさ等の図面及び見本品
(4) 予定製造販売数量及び予定販売店名の一覧
(5) 使用する顔料及びインクの成分証明書
(6) 厚さ及び強度の試験成績書
(7) その他市長が必要と認める書類等

3　市長は、第１項の申請に対して承認をしたときは、指定袋登録簿（様式第２）に記載し、承認番号を付して指定袋承認書（様式第３）を交付するものとする。

4　市長は、前条ただし書の規定により指定袋の規格を変更し、又は廃止しようとするときは、当該規格変更又は廃止をしようとする日の３か月前までに前項の承認を受けた者　（以下「製造者等」という。）にその旨を通知するものとする。

5　第３項の承認は、前項の通知をしたときは、同項の規定による変更又は廃止をしようとする日をもって、その効力を失うものとする。

6　前項の場合において、第３項の承認を受けた者に損害が生ずることがあっても、市はその損害を補償しないものとする。

（改善の指示及び承認の取消し等）

第４条　市長は、前条第３項の規定により承認した指定袋が第２条に規定する規格に適合しないと認めるときは、製造者等に対しその改善を指示するものとする。

2　市長は、前項の指示を受けた者が当該指示に従わないときは、承認を取り消し、当該事実を公表することができる。

3　前項の規定により承認の取消しを受けた者は、直ちに指定袋承認書を市長に返還しなければならない。

4　市長は、第２項の規定により承認を取り消された者及び承認を受けていないのに承認を受けた者として指定袋の製造、輸入又は販売をした者に対し、その事実が判明した日から２年間指定袋の製造等の承認をしないものとする。

（変更の届出）

第５条　製造者等は、申請事項に変更が生じた場合、速やかに指定袋

変更届（様式第４）を市長に提出しなければならない。

２　前項の変更届には、第３条第２項各号に掲げる書類等のうち、変更の内容に必要とされるものを添付しなければならない。

（廃止の届出）

第６条　製造者等は、指定袋の製造、輸入又は販売を廃止しようとするときは、市長に指定袋承認書を返還し、指定袋廃止届（様式第５）を提出しなければならない。

（製造者等の責務）

第７条　製造者等は、指定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、自ら販売し、又は小売店等に対して販売し、円滑な販売が行われるよう努めなければならない。

２　製造者等は、毎年４月３０日までに市長に前年度の製造販売数量等を指定袋実績報告書（様式第６）により、指定袋及び外装袋の見本品を添えて報告しなければならない。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年３月１０日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱は、平成２７年１０月１日以後に使用される指定袋に適用し、同日前に製造された指定袋については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱は、令和７年５月１５日以後に製造される指定袋に適用

し、同日前に製造される指定袋については、なお従前の例による。

様式第１（第３条関係）

指 定 袋 承 認 申 請 書

年　　月　　日

岩 倉 市 長　　殿

申請者　住　　所

氏　　名

代表者氏名

電話番号

岩倉市指定袋の製造者等として承認を受けたいので、岩倉市指定袋に関する要綱第３条第１項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

１　指定袋の種類

２　仕様

添付書類等

(1) 定款の写し及び法人登記全部事項証明書（申請者が法人の場合）

(2) 住民票の写し（申請者が個人の場合）

(3) 袋の仕様及び大きさ等の図面及び見本品
（材質、寸法、厚さ、袋の色、袋及び外装袋のデザインがわかるもの）

(4) 予定製造販売数量及び予定販売店名の一覧

(5) 使用する顔料及びインクの成分証明書

(6) 厚さ及び強度の試験成績書

(7) その他（　　）

様式第２（第３条関係）

指 定 袋 登 録 簿

申請日	申請人 住所 氏名	承認日	廃止日	指定袋種別	承認番号	連絡先

様式第３（第３条関係）

指 定 袋 承 認 書

年　　月　　日

様

岩倉市長　　印

年　　月　　日付けで提出された申請内容について審査した結果、指定袋の製造者等として適格であると認められるので、岩倉市指定袋に関する要綱第３条第３項の規定に基づき下記のとおり承認します。

記

１　承認年月日

２　承認番号

３　製造者等の名称

４　その他

(1) 申請事項に変更が生じた場合は、速やかに指定袋変更届（様式第４）により届け出ること。

(2) 指定袋が規格に適合しないときは、岩倉市指定袋に関する要綱第４条により規格不適合の内容について改善を求めます。

様式第４（第５条関係）

指 定 袋 変 更 届

年　　月　　日

岩 倉 市 長　　殿

申請者　住　　所

氏　　名

代表者氏名

電話番号

承認番号

先に岩倉市指定袋の製造等に関して承認を受けた内容に変更が生じましたので、岩倉市指定袋に関する要綱第５条第１項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

１　変更内容及び変更理由

添付書類等

変更の内容がわかる書類等を添付すること。

様式第５（第６条関係）

指 定 袋 廃 止 届

年　　月　　日

岩 倉 市 長　　殿

申請者　住　　所

氏　　名

代表者氏名

電話番号

承認番号

岩倉市指定袋の製造、輸入及び販売を廃止しますので、岩倉市指定袋に関する要綱第６条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

１　廃止年月日

２　廃止する理由

添付書類

岩倉市指定袋承認書

様式第６（第７条関係）

指 定 袋 実 績 報 告 書

年　　月　　日

岩 倉 市 長　　殿

申請者　住　　所
氏　　名
代表者氏名
電話番号
承認番号

岩倉市指定袋に関する要綱第７条第２項の規定に基づき　　年度分の実績について下記のとおり報告します。

記

販売店	種別	単価	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
	白 30														
	白 10														
	赤 30														
	赤 10														
	青 45														
	青 30														
	白 30														
	白 10														
	赤 30														
	赤 10														
	青 45														
	青 30														
	白 30														
	白 10														
	赤 30														
	赤 10														
	青 45														
	青 30														